

入札無効の取扱いについて

一宮市が執行する一般・指名競争入札において、辞退届の提出のない入札不参加や単位・数量を誤っての入札をした場合、契約担当課長が指示した事項に違反した入札を行った場合等、下記に該当する入札は無効となります。さらに、その場合は速やかに（開札日より概ね2日以内）始末書の提出を求めますので、ご承知おきください。

なお始末書の提出が無い場合や無効となる入札を繰り返した場合には、指名停止等の措置を行いますので、ご注意ください。

入札無効となる場合

- ・入札参加者の資格を有しない者のした入札
- ・所定の日時まで、所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札
- ・所定の日時まで所定の場所に到達しない入札（辞退届提出済の場合は除く。）
- ・同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- ・他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- ・紙入札においては、委任状を持参しない代理人のした入札
- ・紙入札においては、記名及び押印のない入札
- ・入札書の記載事項が確認できない入札
- ・入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- ・その他契約担当課長があらかじめ指示した事項に違反した入札（「あらかじめ指示した事項に違反した入札」の例）
 - ・辞退届を提出せず入札をしなかった
 - ・あらかじめ指示された現地確認を行わずに入札した
 - ・あらかじめ指示された見本の確認を行わずに入札した

（補足）

①上記のほか、入札書には以下の無効事由が明記されています。一部抜粋しますので、ご承知おきください。

（注意）

- *すべての種類ごとに、1k gあたりの単価及び金額を記載すること。
- *1k gあたりの単価は、種類ごとに、契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。ただし、円未満の額を含む金額を単価とする場合には、小数点以下第1位又は第2位までの記載とすること。
- *入札金額は、種類ごとに、予定量に1k gあたりの単価を乗じて求めた額を、すべて合計した金額とする。

（以下、省略）

②入札を辞退される場合は、当該入札の執行を開始する日の正午までに、書面にて「入札辞退届」（様式第4）を提出してください（代表者印の押印が必要です）。